

担い手をめぐる情勢について

経営局経営政策課

令和 2 年 5 月

農林水産省

農業経営体の構成

		経営体数	農業就業者数 (シェア)	基幹的農業従事者数	常雇い	販売金額に占めるシェア	農地利用に占めるシェア
法人経営体		2.34万経営体	10.4万人 (5%)	-	10.4万人	32%	このうちの一部分が 認定農業者 24.1万経営体 担い手 (認定農業者、 集落営農等) で 56.2%
農家 215.5万戸	販売農家 133.0万戸	主業農家 29.4万戸 (販売農家の22%)	74.7万人 (38%)	67.4万人	7.4万人	44%	
		準主業農家 25.7万戸 (販売農家の19%)	27.6万人 (14%)	26.7万人	0.9万人	9%	
		副業的農家 77.9万戸 (販売農家の59%)	83.0万人 (42%)	81.3万人	1.7万人	15%	
自給的農家		82.5万戸					

[参考]

- 農家
経営耕地面積が10アール以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯
- 販売農家
経営耕地面積が30アール以上又は農産物販売金額が50万円以上の農家
- 主業農家
農業所得が主で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
- 準主業農家
農外所得が主で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
- 副業的農家
1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家

- (備考) 1. 経営体数は、「平成27年農林業センサス」(法人経営体数は平成31年農業構造動態調査)により作成。
 2. 農業就業者数(基幹的農業従事者及び常雇いの計)は、「平成27年農林業センサス」により作成。
 3. 販売金額に占めるシェアは、「平成29年農業構造動態調査」、「平成29年農業経営統計調査 経営形態別経営統計(個別経営、組織法人経営)」から推計。
 4. 認定農業者数(平成30年3月)、農地利用に占めるシェア(平成30年度)は農林水産省経営局調べ。
 5. 自給的農家の農業就業者数、販売金額に占めるシェアについては、データがない。

経営規模の推移

経営耕地面積は、規模拡大が進んだ北海道を除くと、都府県では農家1戸当たり平均1.74haであり小規模経営が多数。部門別では、畜産などで規模拡大が進展したが、稲作等の土地利用型農業においては拡大のテンポが緩やか。

○農家1戸当たり・1経営体当たりの平均経営規模の推移

		平2	7	12	17	22	27	28	29	30	規模拡大率 (H30/H2,倍)
経営耕地 (ha)	全 国	1.41	1.50	1.60	1.76	1.96	2.20	2.35	2.41	2.46	1.7
	北海道	11.88	13.95	15.98	18.68	21.48	23.81	24.32	24.69	24.92	2.1
	都府県	1.10	1.15	1.21	1.30	1.42	1.57	1.68	1.72	1.74	1.6
	全 国 (1経営体当たり)	1.46	1.55	1.67	1.86	2.19	2.54	2.74	2.87	2.98	2.0
経営部門別 (全国)	水 稻(a) (農家1戸当たり)	71.8	85.2	84.2	96.1	105.1	119.7	-	-	-	1.7 (H27/H2)
	乳用牛(頭)	32.5	44.0	52.5	59.7	67.8	77.5	79.1	80.7	84.6	2.6
	肉用牛(頭)	11.6	17.5	24.2	30.7	38.9	45.8	47.8	49.9	52.0	4.5
	養 豚(頭)	272.3	545.2	838.1	1,095.0	1,436.7	1,809.7	1,928.2	2,001.3	2,055.7	7.5
	採卵鶏(羽)	1,583	20,059	28,704	33,549	44,987	52,151	55,151	57,915	63,198	39.9
	ブロイラー(羽)	27,200	31,100	35,200	38,600	44,800	57,000	56,900	58,400	61,400	2.3

資料：農林水産省「農林業センサス」、「農業構造動態調査」、「畜産統計」、「畜産物流通統計」

注1：農家1戸当たりの経営耕地、水稲については、販売農家(経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家)の数値。なお、平成2年については、経営耕地のない販売農家を含んだ販売農家全体の数値を基に一戸当たりの経営耕地を算出している。平成7年以降については、経営耕地のない販売農家を控除した数値を基に一戸当たりの経営耕地を算出している。

2：一経営体当たりの経営耕地については、農業経営体(経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円に相当する規模以上の農業を行う者又は農作業受託を行う者)の数値である。なお、平成17年以降と調査体系が異なるため、平成12年以前の結果は「販売農家」、「農家以外の農業事業者」及び「農業サービス事業者」を合算した値である。

3：水稲の平成7年以前は水稲を収穫した農家の数値であり、12年以降は販売目的で水稲を作付けした農家の数値である。

4：採卵鶏の平成7年の数値は成鶏めす羽数「300羽未満」の飼養者を除き、平成10年以降は成鶏めす羽数「1000羽未満」の飼養者を除く。

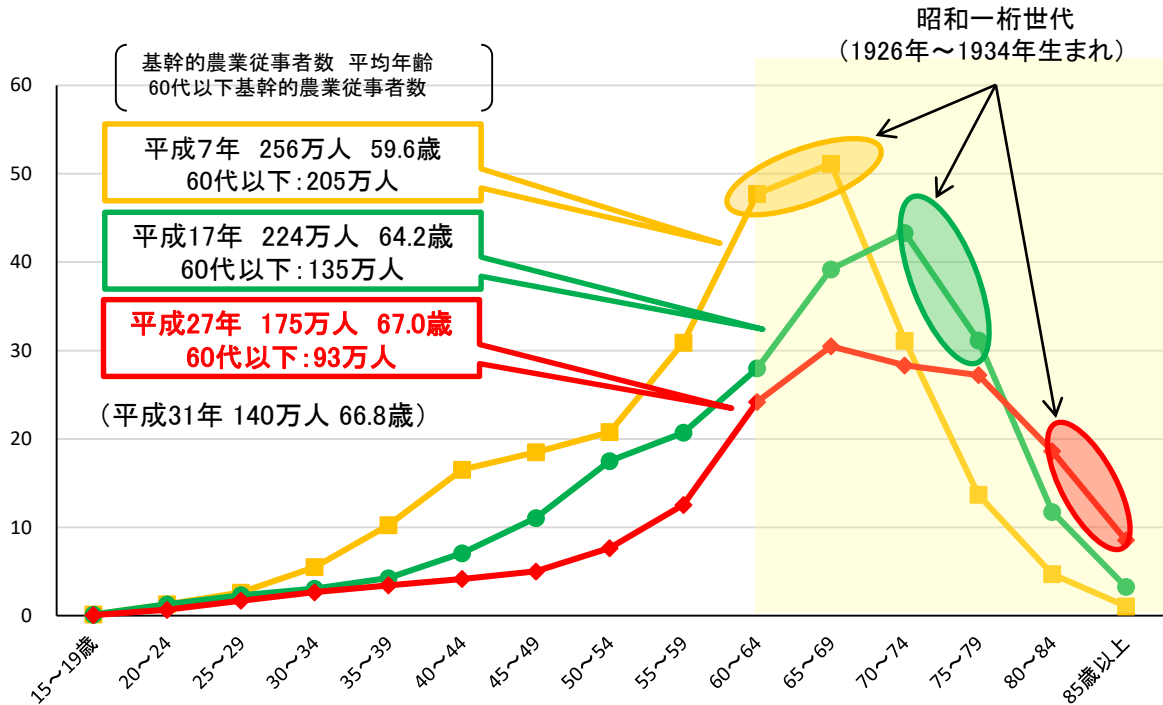
5：ブロイラーの平成26年以降の数値は年間出荷羽数「3000羽未満」の飼養者を除く。

6：養豚、採卵鶏の平成17年は16年の数値、平成22年は21年の数値、平成27年は26年の数値である。ブロイラーの平成22年は21年の数値、平成27年は26年の数値である。

担い手の高齢化

- 我が国の農業を支える基幹的農業従事者は年々高齢化し、今後一層の減少が見込まれることから、担い手の確保が困難となり、農業の持続可能性が懸念される地域が発生する可能性がある。
- 農林水産業就業者数は年々減少していたが、近年はほぼ横ばいで推移しており、令和元年で222万人。

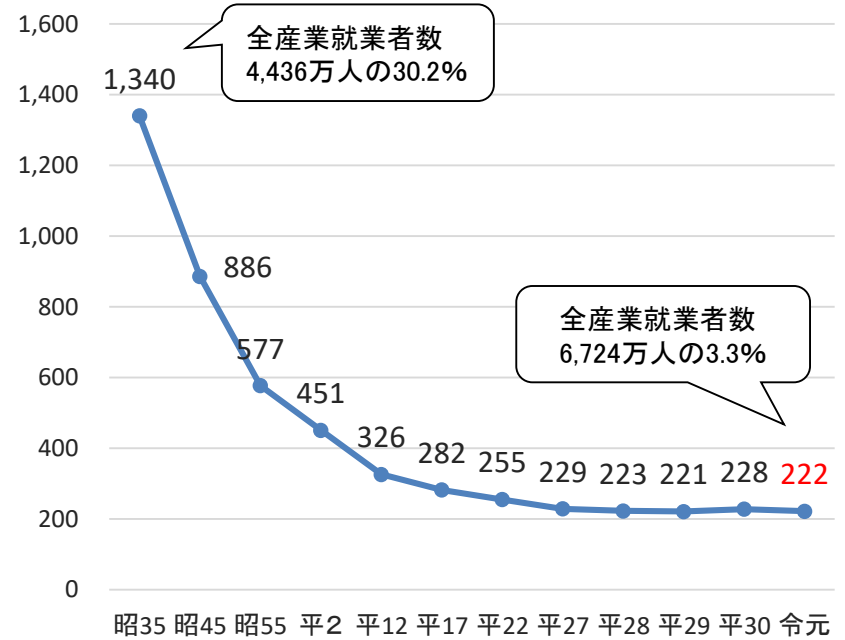
○基幹的農業従事者の年齢構成



資料：農林水産省「農林業センサス」(組替集計)、「農業構造動態調査」

基幹的農業従事者：販売農家の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。(家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。)

○農林水産業就業者数の推移



<内訳>

	昭35	昭45	昭55	平2	平12	平17	平22	平27	平28	平29	平30	令和元
農業	1273	823	512	400	290	253	226	201	196	195	203	200
林業	...	20	19	11	7	6	8	7	6	6	7	8
漁業	67	44	45	40	29	23	18	20	20	20	18	15

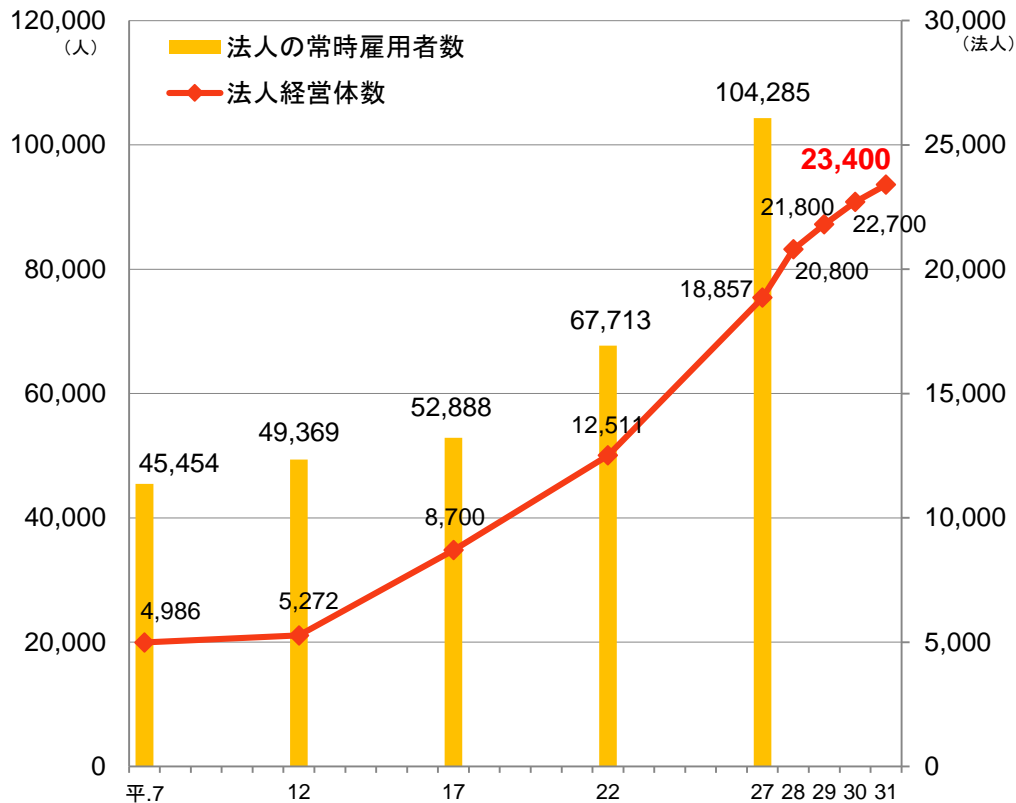
資料：総務省「労働力調査」

(注)昭和35年の農業の値は林業を含んだ値である。

農業経営の法人化

- 農業経営の法人化については、「日本再興戦略（平成25年6月）」において、今後10年間（令和5年まで）で、法人経営体数を5万法人とすることを目標（KPI）として設定。
- 法人経営体数は、平成31年には23,400法人となるなど着実に増加しているが、5万法人の目標達成のためには、増加ペースをさらに加速させる必要。

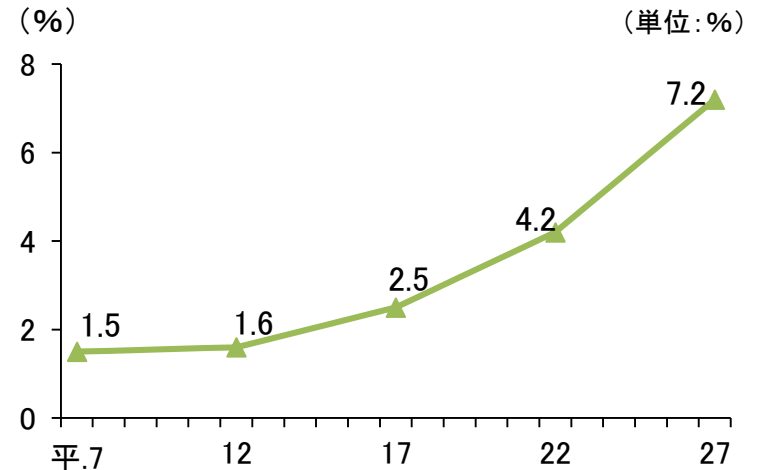
○ 法人経営体数と常時雇用者数の推移



注1：法人経営体は、農家以外の農業事業者のうち販売目的のもので、株式会社、有限会社等のほか、農事組合法人、農協、特例民法法人等を含む。

注2：販売農家のうち法人化したもの（いわゆる一戸一法人）は、経営体数に含まない。

○ 農地面積全体に占める法人の利用面積割合の推移



○ 販売額別法人経営体数の推移

(単位：法人)

	平成17年	平成22年	平成27年
計	8,700	12,511	18,857
1億円以上	2,537	3,036	3,766
3億円以上	956	1,164	1,523
5億円以上	547	648	851

農業法人に対する優遇措置

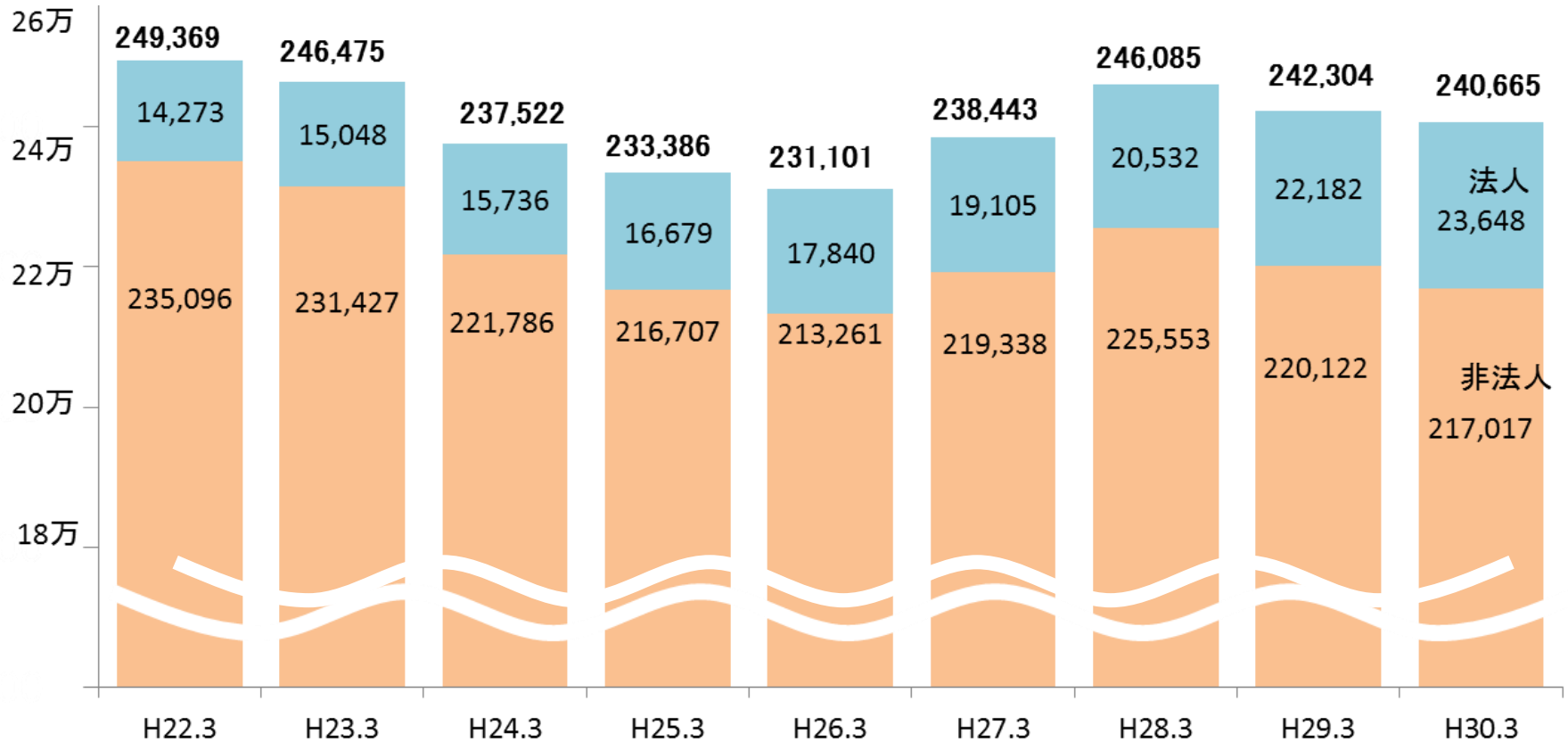
取組内容	事業等	メリット
資金の借入れ	スーパーL資金	借入限度額が3億円から10億円に拡大
	経営体育成強化資金	借入限度額が1.5億円から5億円に拡大
	農業改良資金	借入限度額が5,000万円から1.5億円に拡大
	農業近代化資金	認定農業者等:借入限度額が1,800万円から2億円に拡大 主業農業者:借入限度額が1,800万円から2億円に拡大
資本の強化	農業法人投資育成制度	アグリビジネス投資育成株式会社等からの出資 (農業法人が対象)
人材の雇用	新規就農・経営継承総合支援事業 (農の雇用事業)	最大120万円/年・人(最長2年間) (主に農業法人が対象)

認定計画数の推移

- 認定経営改善計画数は、平成30年3月末現在では24万665件となっており、近年はほぼ横ばいとなっている。
- また、認定計画のうち法人は年々増加しており、平成30年3月末現在では2万3,648件。

認定計画数の推移

(計画数)



資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

注：平成21年からは、特定農業法人で認定農業者とみなされている法人を含む。

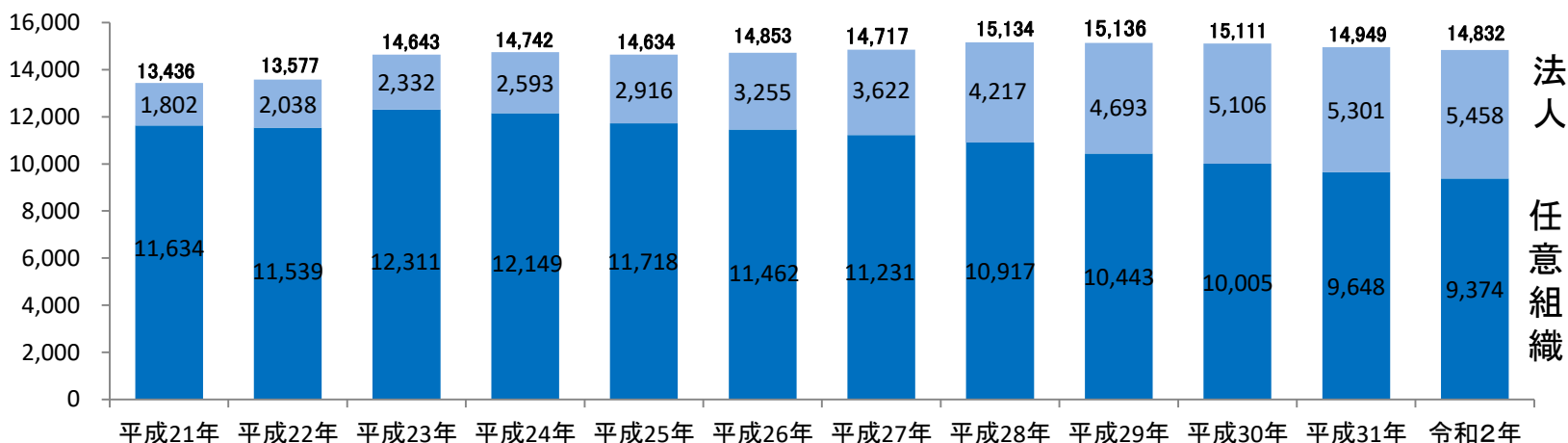
認定農業者等に対する主な支援措置

経営所得安定対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策) ・ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ対策) 支援対象:認定農業者、集落営農、認定新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麦・大豆等のコスト割れの補填 ・ 米・麦・大豆等の収入減少に対するセーフティネット
融資	農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金) 支援対象:認定農業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営改善のための長期低利融資(農地、施設・機械などの取得に必要な資金及び長期運転資金)。 ・ 人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者等が借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担が軽減。
税制	農業経営基盤強化準備金制度 支援対象:青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等	経営所得安定対策等の交付金を積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入。 さらに5年以内にこの積立金を取り崩して、農地や農業用機械、農業用建物等を取得した場合に圧縮記帳が可能。
補助金	強い農業・担い手づくり総合支援交付金 (旧経営体育成支援事業) 支援対象:人・農地プランの中心経営体、農地中間管理機構から賃貸借の設定等を受けた者等	融資を活用して農業用機械等を導入する際、融資残について国庫補助。
出資	アグリビジネス投資育成株式会社(アグリ社)及び投資事業有限責任組合(LPS)による出資 支援対象:アグリ社及び一部のLPSについては、認定農業者等	農業法人投資円滑化法に基づき左記投資主体からの出資を受けることが可能。
農業者年金	農業者年金の保険料支援 (特例付加年金) 支援対象:39才までに加入し、農業所得が900万円以下の青色申告を行う認定農業者及び認定新規就農者等	月額2万円の保険料のうち4千円～1万円/月の国庫補助(最大20年)。

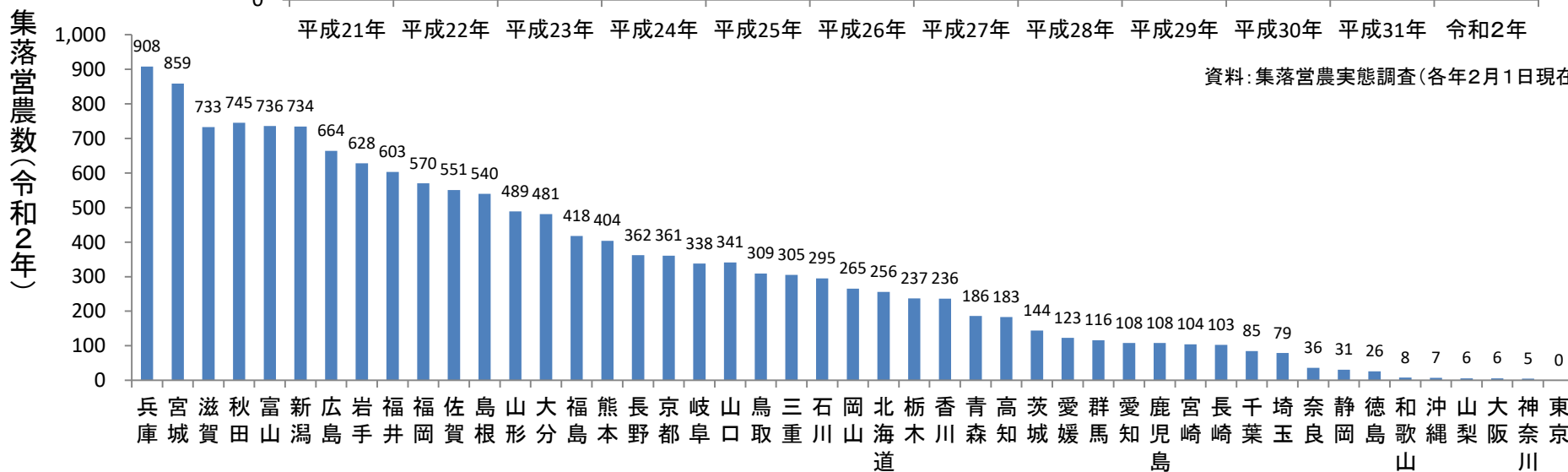
集落営農をめぐる現状

- 集落営農とは、複数の個人が集まって、機械の共同利用、作業の共同化により農業経営の効率化を図る取組。
- 集落営農の法人数は増加しており、令和2年は5,458（前年に比べ157増加）。
- 任意組織は法人化への過渡期にあるため、新設がある一方、法人化による減少もあり、近年は1万前後。

集落営農数の推移

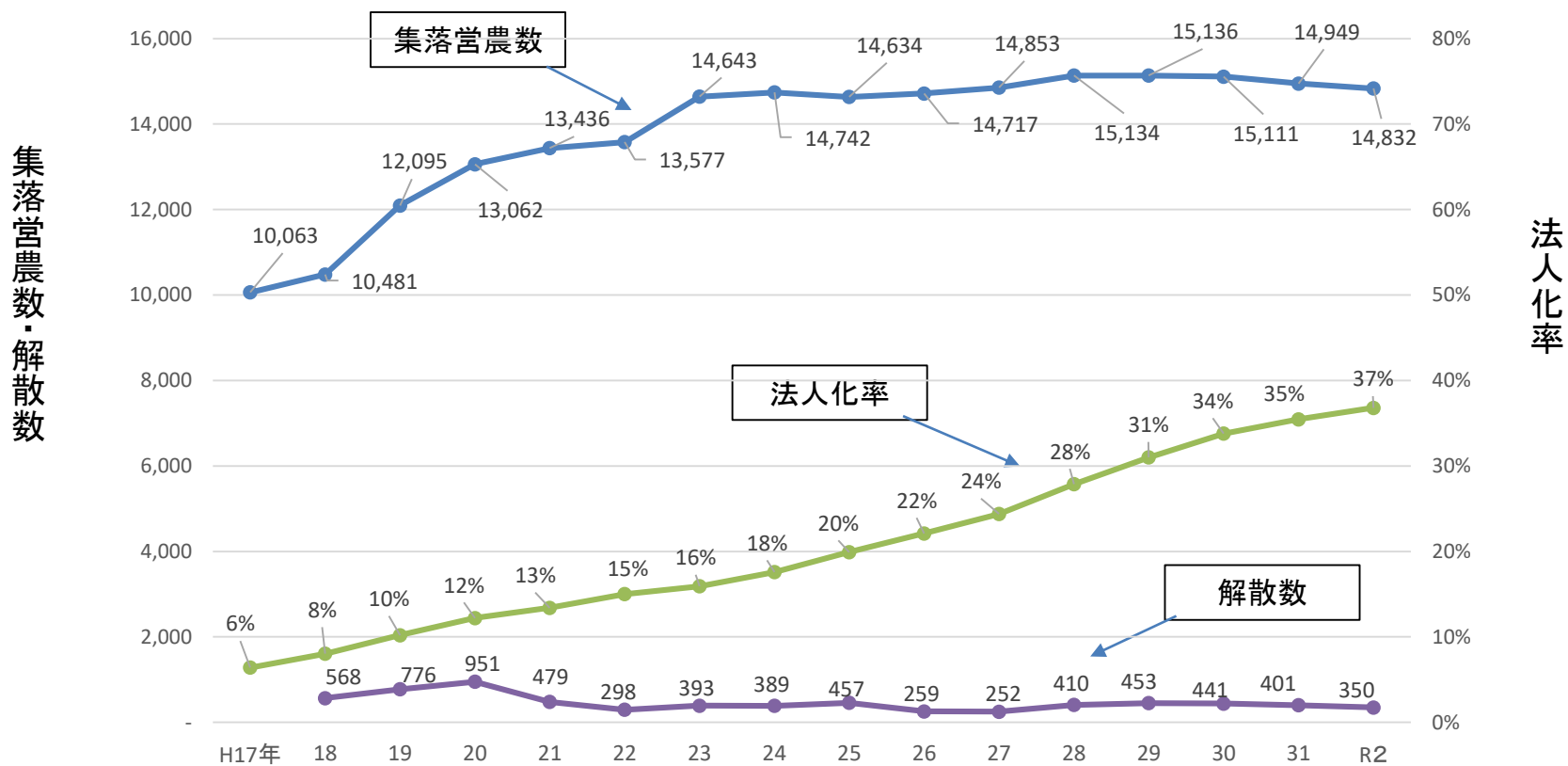


資料：集落営農実態調査（各年2月1日現在）



集落営農の推移

- 集落営農数は、平成19年の品目横断的経営安定対策の導入を機に増加したが、平成23年以降は横ばいで推移。
- 一方、法人化した集落営農は令和2年に5,458法人、集落営農全体に占める法人の割合（法人化率）はほぼ一貫して増加。
- 解散数は、平成26年、27年と減少したが、28年からは年間400程度で推移。

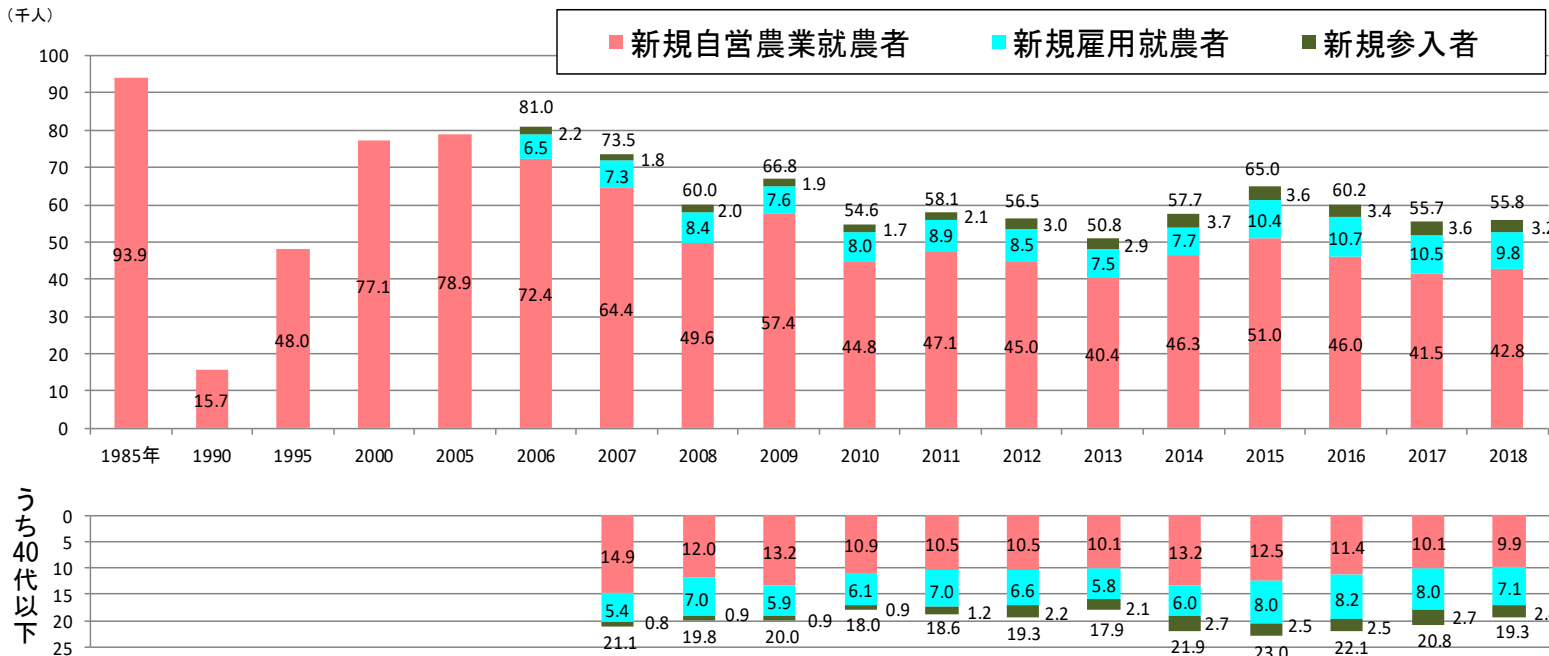


資料：集落営農実態調査（農林水産省統計部）

新規就農者の現状

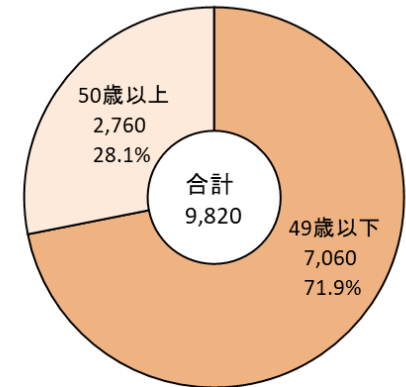
- 新規就農者数は、平成30年で5万5,810人。その大半が、新規自営農業就農者（農家子弟であって、自家農業に就農する者）。
- 新規雇用就農者（農業法人等に雇われる形で就農する者）は、近年8千人程度で推移してきたが、平成27年からは1万人前後で推移。年齢別では40代以下（72%）、出身別では非農家出身者（82%）が多数。
- 将来の担い手として期待される40代以下の若い就農者は、2万人前後で推移。近年、新規就農施策の効果により新規参加者が増加。

新規就農者の動向

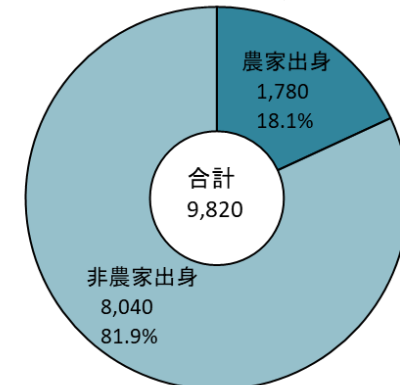


新規雇用就農者の属性

○年齢別新規雇用就農者数 (人)



○出身別新規雇用就農者数 (人)



資料：農林水産省「農家就業動向調査」(S60～H2)、「農林業センサス」(H6)「農業構造動態調査」(H7～12)、「農林業センサスと農業構造動態調査の組替集計」(H16、17)、「新規就農者調査」(H18～)

1. 「新規自営農業就農者」とは、農家世帯員で、調査期日前1年間の生活の主な状態が、「学生」から「自営農業への従事が主」になった者及び「他に雇われて勤務が主」から「自営農業への従事が主」になった者。
2. 「新規参加者」とは、調査期日前1年間に土地や資金を独自に調達（相続・贈与等により親の農地を譲り受けた場合を除く。）し、新たに農業経営を開始した経営の責任者。平成22年の数値については、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県、福島県の全域及び青森県の一部地域を除いて集計。
3. 「新規雇用就農者」とは、調査期日前1年間に新たに法人等に常雇い（年間7か月以上）として雇用されることにより、農業に従事することとなった者である（外国人研修生及び外国人技能実習生並びに雇用される直前の就業状態が農業従事者であった場合を除く。）
4. 平成17年以前の新規就農者数は、新規自営農業就農者のみ、平成18年以降は新規雇用就農者と新規参加者を含んだ値。
5. 平成23年以降の調査結果は、東日本大震災の影響で調査不能となった福島県の一部地域を除いて集計した数値。

資料：農林水産省「新規就農者調査」
(平成31年2月1日現在)

新規就農支援施策の全体像

【令和元年度補正予算額 64億円の内数】

【令和2年度予算額 213億円】

就農準備 (高校卒業後を支援)

若者の就農意欲喚起の活動
【R2当初】

農業次世代人材投資事業(準備型)
【R2当初】

就農に向けた研修期間中、年間最大150万円を最長2年間交付

就職氷河期世代への新規就農促進
【R1補正】

就職氷河期世代の就農を促進するため、研修期間に必要な資金を交付

農業経営者育成教育の強化
【R2当初】

地域の中核的な農業教育機関の教育内容の高度化を支援

スマート農業教育推進事業
【R2当初】

農業大学校等の授業で活用できるスマート農業教育コンテンツを提供

リカレント農業教育
【R1補正】【R2当初】

リカレント教育の実施やそのための研修教育施設等の整備を支援

就農開始

法人等への就農

法人側に対する農の雇用事業
【R2当初】

農業法人に就職した青年に対する研修経費として、年間最大120万円を最長2年間助成

(障害者、出所者、生活困窮者等を雇用した場合加算 +最大30万円/年)

(将来、独立し法人化する場合は最長4年間助成(3年目以降は最大60万円))

シニア世代の就農に向けた研修支援
【R1補正】

50代の就農希望者を対象とする研修機関に研修に必要な資金を支援

独立・自営就農

農業次世代人材投資事業(経営開始型)
【R2当初】

独立して自営する認定新規就農者となる青年※に対して、年間最大150万円を最長5年間交付

※交付対象者は、人・農地プランの中心経営体に位置付けられる必要

※都道府県による新規就農者間の交流会開催や、市長村によるサポート体制の整備が交付の要件

経営確立

農業法人等の次世代経営者の育成(農の雇用事業)
【R2当初】

法人等の職員を次世代経営者として育成するための派遣研修経費として、月最大10万円を最長2年間助成

農業の新しい働き方
確立支援
【R2当初】

産地における、
・労働力の募集・調整等の労働力確保
・労働環境の改善等の「働き方改革」
の取組に対して、必要な経費を支援

地域の新規就農サポート支援事業【令和2年度当初200百万円】【令和元年度補正6,379百万円の内数】
(受入れ体制の整備・充実、就農相談会、短期就業体験)

地域段階: 就農支援関係者・団体が連携し、就農検討段階から農業への定着まで一貫して支援する体制の構築・充実に必要な経費を支援

全国段階: 地域のサポート体制の構築・充実に資する取組と就農希望者の入り口対策の強化に必要な経費を支援